

## 論文要旨説明書

**報告論文のタイトル**：電子商取引課税

**報告者・共著者**（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

**報告者氏名**： 津田 英章

**所属**：一橋大学経済学研究科院生

**共著者 1 氏名**：

**所属**：

**共著者 2 氏名**：

**所属**：

### 論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

インターネットを通じた商取引が増加することによって、どこの国の課税当局が消費課税権を主張できるかが不明確になる。なぜなら、インターネットを通じて、アメリカのサイトから日本人が商品を購入する場合、どこで契約が行われるのかが不明確になるためである。アメリカにある会社の通販サイトで購入するが、サイトが存在するサーバーがバミューダにあり、購入者が日本にいるとすると、契約場所としてサーバーが存在するバミューダが認識されると同時に、アメリカの会社との契約であり、日本で購入したことになる。どの課税当局が課税権を主張するかを明確にする必要がある。本稿では、これまでインターネットや電子商取引に関する課税の問題について行われてきた議論を整理・批判するとともに、この問題に関して財政学的な考察を行うことを目的とする。

電子商取引課税に関する議論は、経済協力開発機構（OECD）による「税源浸食と利益移転（BEPS）」プロジェクトによっても議論されており、サーバーの所在地による消費課税権の議論として扱われている。しかし、電子商取引で扱われる取引には、物品の売買だけではなく、インターネットを通じた金融取引も含まれており、オフショア金融市場の扱い方をどうするかといった政治的な議論が中心となっている。議論を整理するために、以下の観点で議論を整理する。

1. 電子商取引の実態
2. 電子商取引が増加することによって税収の形態がどのように変化するのか
3. 取引自体を把握することが困難であるために、直接税についての従来の既成概念（課税主義也租税条約）で課税できるのか
4. 直接税と同様に、間接税、特に付加価値税についての従来の既成概念で課税できるのか

したがって、本稿の構成は、第 1 節では電子商取引の実態を把握し、第 2 節では電子商取引の増加がもたらす課税当局への影響についてサーベイを行う。第 3 節と第 4 節において直接税と間接税について扱い、第 5 節で財政学的な分析を行う。